

## 平成 30 年 7 月豪雨高知県観光支援事業 実施要領

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 7 月豪雨高知県観光支援事業のうち、宿泊割引等業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第 2 条 国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、本県を周遊する旅行者等の宿泊料金の低廉化支援を行うことで、平成 30 年 7 月豪雨による風評被害の影響を排除し、観光誘客を図ることを目的とする。

### (事務取扱者)

第 3 条 受託事業者は「平成 30 年 7 月豪雨高知県観光支援事業事務局」（以下「事務局」という。）を設置のうえ、事務の取り扱いを行う。

### (事業内容)

第 4 条 高知県及び高知県以外の平成 30 年 7 月豪雨に際して災害救助法（平成 22 年法律第 118 号）適用地域となった 10 府県並びに香川県、徳島県（以下「災害救助法適用府県等」という。）においてなされた 2 泊以上の連続した宿泊のうち、高知県における宿泊に係る料金に対して報償金を交付するものとする。

### (交付申請者)

第 5 条 交付申請者は、旅行者、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項により高知県知事または高知市長の許可を受けた宿泊施設で風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くもの（以下、「宿泊施設」という。）のうち、国内口座を有する者とする。

### (交付対象経費)

第 6 条 交付対象経費は、次の各号による高知県内での宿泊に係る料金とする。

- (1) 災害救助法適用府県等においてなされた宿泊であって、2 府県以上で合計 2 泊以上の連続した宿泊。但し、上限を 5 泊までとする。
- (2) 高知県においてなされた宿泊であって、別表にさだめるエリアのうち 2 つ以上のエリアで合計 2 泊以上の連続した宿泊。但し、上限を 3 泊までとする。

### (交付額)

第 7 条 前条に係る交付額は、一人泊当たり 4,000 円とする。但し、宿泊料金の額又は旅行者が予め割引された企画旅行若しくは手配旅行に参加する場合で宿泊施設が旅行者に対して行った割引額のいずれか低い方の額を上限とする。また、予算の範囲内の執行とする。

### (交付対象期間)

第 8 条 平成 30 年 8 月 31 日（金）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊とする。

### (交付額の配分)

第 9 条 第 6 条のうち、旅行者が予め割引された企画旅行または手配旅行に参加する場合には、事務局は高知県と協議の上、旅行者等との調整を図り、各旅行商品への配分を決定することとする。  
(関係機関との調整)

第 10 条 事務局は、本県の在庫状況などを踏まえたうえで、災害救助法適用府県等の実施状況を適宜確認しながら、交付対象となる旅行商品の企画を各旅行業者へ働きかけるものとする。

(交付申請)

第 11 条 旅行者が予め割引された企画旅行または手配旅行に参加する場合、旅行業者は販売実績報告書(様式2)を利用した宿泊施設に速やかに提出するとともに、宿泊した日から 10 日以内に事務局に提出しなければならない。また、宿泊施設が第6条の経費に係る交付申請を行う場合、月初から月末までの宿泊分を一括して申請することとし、当月分を翌月の 10 日までに次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- ・申請書兼請求書(様式1)
- ・販売実績報告書(様式2)

2 旅行者が第6条の経費に係る交付申請を行う場合、宿泊した日から 14 日以内に次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- ・申請書兼請求書(様式3)
- ・個人情報の取扱いに関する同意書(様式4)
- ・宿泊証明書(様式5)
- ・行程表(様式6)
- ・宿泊にかかる領収書(原本または写し)
- ・他府県での宿泊証明書の写し

3 旅行者が予め割引されていない企画旅行または手配旅行に参加する場合、旅行業者は旅行者の求めに応じて当該旅行商品が予め割引されていないことを証する書面及び宿泊料金を明示した領収書を交付しなければならない。なお、予め割引されていないことを証する書面は、宿泊料金を明示した領収書にその旨を記載することで足りることとする。また、旅行者が第6条の経費に係る交付申請を行う場合、宿泊した日から 14 日以内に次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- ・申請書兼請求書(様式3)
- ・個人情報の取扱いに関する同意書(様式4)
- ・宿泊証明書(様式5)
- ・行程表(様式6)
- ・予め割引されていないことを証する書面
- ・宿泊料金を明示した領収書

(報償金の支払い)

第 12 条 事務局は、前条による交付申請及び実績報告があった場合、内容を確認しなければならない。

2 事務局は、前条第1項から第2項の申請内容が要件を満たしていることを確認した後に受理することとし、受理後7日以内に県に確認を求め、県の確認のあった日から7日以内に申請者に報償金を支払うものとする。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めていない事項が発生した場合、県が事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。但し、平成30年9月21日以降になされた予約から対象とする。

【別表】

東部エリア	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中部エリア	高知市、南国市、土佐市、香美市、香南市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、日高村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町
西部エリア	須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、津野町、中土佐町、四万十町、梶原町、黒潮町、三原村、大月町